



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 1月22日金曜日 第2741号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）.....	26
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	（ " ）.....	27
知事指定薬物の指定.....	（薬務衛生課）.....	27
農用地利用配分計画の認可.....	（農産園芸課担い手・農地保全対策室）.....	27
加入区の設定（養殖共済）.....	（漁政課）.....	28
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	（水産課）.....	28
都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧（2件）.....	（都市計画課）.....	28
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）.....	28
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	29
道路の区域変更（県道直瀬洪草線）.....	（ " ）.....	29
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	29
指定居宅サービス事業者の指定.....	（南予地方局地域福祉課）.....	29
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）.....	30
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）.....	30
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）.....	30
道路の区域変更（一般国道441号）.....	（南予地方局管理課）.....	30
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	30

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....	（公営企業管理局総務課）.....	31
--------------------	-------------------	----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	（収用委員会事務局）.....	32
-------------------	-----------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
めぐみ薬局	松山市山西町595番地 5 1階	有限会社あおぞら薬局	精神通院医療（薬局）	平成28年 1月1日

○愛媛県告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
ベストケア株式会社	松山市中村2丁目7番33号	ベストケア訪問看護ステーション	松山市山越5丁目9番6号	精神通院医療	平成28年 1月1日

○愛媛県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
メディコ21土居田駅前調剤薬局	レデイ薬局土居田駅前店	平成27年12月 1日
メディコ21薬局・重信店	レデイ薬局グラン重信店	平成27年12月 1日

○愛媛県告示第58号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 2 (2 , 5 ジメトキシ 4 メチルフェニル) エタンアミン及びその塩類
- (2) 2 { [ビス(4 -フルオロフェニル)メチル]スルフィニル} N メチルアセトアミド及びその塩類
- (3) 1 メトキシ 3 , 3 ジメチル 1 オキソブタン 2 イル = 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H インダゾール
- 3 カルボキシラート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成28年 1月23日

○愛媛県告示第59号

平成27年12月10日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		面積 (m ²)
氏名又は名称	住 所	所在及び地番		
大 西 秀 雄	愛媛県松山市津吉町541番地	愛媛県松山市津吉町479番 1 ほか 3 筆		5 437
有限会社北條青果	愛媛県松山市善応寺甲1275番地	愛媛県松山市常保免14番ほか 7 筆		5 588
大 堀 智 之	愛媛県松山市上難波甲819番地 2	愛媛県松山市上難波甲491番ほか 2 筆		4 ,163
農事組合法人 S G K 組合	愛媛県西条市丹原町北田野158番地 3	愛媛県西条市吉田675番 1 ほか 154 筆		160 ,742

藤 井 省 三	愛媛県東温市下林甲296番地	愛媛県東温市下林字下廣見甲646番 1 ほか 3 筆	6 ,101
小 倉 末 博	愛媛県東温市河之内甲2455番地 1	愛媛県東温市下林甲11番 1 ほか 4 筆	6 ,910
森 岡 芳 文	愛媛県大洲市平野町野田772番地 1	愛媛県大洲市西大洲字セキヤ甲304番 1 ほか 7 筆	4 ,749
農事組合法人まつぎ	愛媛県今治市松木197番地 1	愛媛県今治市松木字角田224番 1 ほか 57 筆	44 ,051.32
農事組合法人サボート中寺	愛媛県今治市中寺682番地	愛媛県今治市中寺字洲尾40番 1 ほか 6 筆	10 ,073
有限会社こんばら	愛媛県今治市大西町紺原77番地	愛媛県今治市大西町紺原甲184番ほか 241 筆	164 ,256.75
農事組合法人かみあさライスセンター	愛媛県今治市朝倉上甲798番地 1	愛媛県今治市朝倉上甲2626番 1 ほか 347 筆	367 ,172.90
越 智 修 二	愛媛県今治市朝倉上甲2154番地	愛媛県今治市朝倉上甲764番 2 ほか 66 筆	81 ,891
徳 田 俊 正	愛媛県伊予市上吾川甲1026番地	愛媛県伊予市上吾川字市ノ坪甲1150番 1 ほか 1 筆	1 ,428
徳 田 吟 子	愛媛県伊予市上吾川甲1026番地	愛媛県伊予市上吾川字向井甲893番ほか 1 筆	1 ,421
前 川 孝 之	愛媛県伊予市上吾川甲1163番地 3	愛媛県伊予市上吾川字西間甲442番ほか 2 筆	2 ,630
酒 井 優 行	愛媛県伊予市稲荷240番地	愛媛県伊予市稲荷字明見前甲633番	2 ,973
木 下 俊 英	愛媛県伊予市上吾川1894番地	愛媛県伊予市上吾川字白水甲2281番ほか 1 筆	3 ,052
福 本 武 雄	愛媛県伊予市上吾川1923番地	愛媛県伊予市上吾川字六反甲1951番	2 ,449
農事組合法人加茂ファーム	愛媛県西予市宇和町加茂766番地	愛媛県西予市宇和町加茂11番ほか 215 筆	217 ,497
農事組合法人瀬戸	愛媛県西予市宇和町瀬戸599番地	愛媛県西予市宇和町大江260番 1 ほか 156 筆	140 ,843
佐 伯 勝 也	愛媛県西予市野村町大野ヶ原221番地 1	愛媛県西予市野村町大野ヶ原112番 1 ほか 6 筆	18 ,445
稲 田 敏	愛媛県西予市野村町大野ヶ原405番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原507番 2	5 ,523
森 池 順 一	愛媛県西予市野村町大野ヶ原110番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原77番 10 ほか 2 筆	13 ,745
山 本 太 吉	愛媛県西予市野村町大野ヶ原280番地 1	愛媛県西予市野村町大野ヶ原138番ほか 1 筆	16 ,085
武 田 孝 司	愛媛県西予市野村町大野ヶ原211番地 2	愛媛県西予市野村町大野ヶ原397番ほか 6 筆	33 ,664
黒 河 正 高	愛媛県西予市野村町大野ヶ原199番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原153番 1 ほか 3 筆	19 ,692
末 澤 清	愛媛県西予市野村町大野ヶ原525番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原232番 1 ほか 4 筆	18 ,132
三 瀬 佐 太 郎	愛媛県西予市野村町大野ヶ原508番地 2	愛媛県西予市野村町大野ヶ原244番 5 ほか 9 筆	54 ,620
吉 井 健 二	愛媛県西予市野村町大野ヶ原280番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原245番 3 ほか 1 筆	20 ,112
萱 原 誠 司	愛媛県西予市野村町大野ヶ原304番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原295番 1 ほか 9 筆	35 ,983
宮 本 賢 吾	愛媛県西予市野村町大野ヶ原350番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原319番 2 ほか 1 筆	12 ,326

2 認可年月日

平成28年 1月12日

○愛媛県告示第60号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第175加入区	宇区第176号漁業権漁場の区域
宇和海第176加入区	宇区第177号漁業権漁場の区域
宇和海第177加入区	宇区第178号漁業権漁場の区域
宇和海第178加入区	宇区第179号漁業権漁場の区域
宇和海第179加入区	宇区第180号漁業権漁場の区域

宇和海第180加入区	宇区第181号漁業権漁場の区域
宇和海第181加入区	宇区第182号漁業権漁場の区域
宇和海第182加入区	宇区第183号漁業権漁場の区域
宇和海第183加入区	宇区第184号漁業権漁場の区域

2 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業又は小割り式5年魚くろまぐる養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第19加入区	宇特区第302号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第61号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市大三島町野々江364 西 村 秀 寿	今治市大三島町宮浦5732 丸 山 鉄 夫	今治市上浦町瀬戸230 - 2 藤 本 和 夫	大 三 島	大三島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年 1月22日から 2月 5日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東 予 地 方 局 産 業 経 済 部 今 治 支 局 水 産 課
-------------	--------------------------------------

○愛媛県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画汚物処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲155番2地先から 同町下畑野川甲154番5地先まで	旧	メートル 5.2 ~ 6.4	キロメートル 0.017	
		上浮穴郡久万高原町下畑野川甲155番4から 同町下畑野川甲155番3まで	新	6.5 ~ 8.3	0.017	

○愛媛県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲155番4から 同町下畑野川甲155番3まで	平成28年 1月22日

○愛媛県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町洪草329番1地先	旧	メートル 5.3 ~ 8.2	キロメートル 0.033	
		上浮穴郡久万高原町洪草329番2	新	5.3 ~ 25.1	0.033	

○愛媛県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町洪草329番2	平成28年 1月22日

○愛媛県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成28年 1月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
まこと株式会社	まこと株式会社 仁田之浜事業所	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜1092番地	平成27年12月1日	福祉用具貸与
まこと株式会社	まこと株式会社 仁田之浜事業所	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜1092番地	平成27年12月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 1月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
まこと株式会社	まこと株式会社 仁田之浜事業所	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜1092番地	平成27年12月1日	介護予防福祉用具貸与
まこと株式会社	まこと株式会社 仁田之浜事業所	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜1092番地	平成27年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 1月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社訪問介護あじさい	有限会社訪問介護あじさい	愛媛県宇和島市山際四丁目4番28号	平成27年12月1日	訪問介護

○愛媛県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 1月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社訪問介護あじさい	有限会社訪問介護あじさい	愛媛県宇和島市山際四丁目4番28号	平成27年12月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿642番1地先	旧	メートル 6.1~19.5	キロメートル 0.125	
			新	6.1~27.8	0.125	

○愛媛県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿642番1地先	平成28年 1月22日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 1月22日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

感染性廃棄物処分業務の委託

(2) 委託業務名及び予定数量

感染性廃棄物処分業務：約4,800,000リットル

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 5528

(2) 入札書の受領期限

平成28年 3月 7日（月）午後 1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成28年 1月22日（金）から 2月19日（金）までの執務時

間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年 3月 7日（月）午後 1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟 4階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成28年 2月19日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,800,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 7 March 2016

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi,

Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 5528

 雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成28年 1月13日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

平成28年 1月22日

愛媛県収用委員会

会長 市川 武志

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス現道拡幅部・愛媛県新居浜市萩生字本郷地内から同市大生院字岸影地内まで）

3 収用及び使用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収 用	愛媛県新居浜市萩生字岸ノ下	1330番1	宅地	宅地	228.08	230.33	128.16	別記のとおり			
使 用	愛媛県新居浜市萩生字岸ノ下	1330番1	宅地	宅地	228.08	230.33	33.60	別記のとおり			

別記

亡 曾我部廣敏 法定相続人

持 分	住 所	氏 名
不明又は 1 / 3	愛媛県新居浜市垣生六丁目 4 番10号	村 上 美智子
不明又は 1 / 3	愛媛県新居浜市萩生1330番地の 1	曾我部 司
不明又は 1 / 3	愛媛県新居浜市角野新田町三丁目 6 番34号	大 崎 聡 美